

MINI BOX レンタルサービス利用規約

賃借人 MINI BOX レンタルサービス利用を希望するもの（以下「甲」と言う。）と

賃貸人株式会社ガジレ（以下「乙」と言う。）と乙所有の MINI BOX レンタルについて、次の通り賃貸借契約を締結し、当社との間の権利義務関係を定めた規約です。

第1条（MINI BOX レンタル）

甲は乙の所有する MINI BOX レンタルを賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条（目的）

本契約は、乙が甲に対して MINI BOX レンタルサービスの提供を継続的におこなうにあたり、その基本的条件を定めるものとする。

第3条（住所）

MINI BOX レンタルには個別に住所が割り当てられるものとするが、当該住所は法人の登記住所または個人の公的記録としての住所として使用することを禁じる。また、MINI BOX は郵便物または荷物の転送先を目的としたものであり、それ以外の目的での使用は認められないものとする。

第4条（乙の管理責任）

乙は、甲が本 MINI BOX レンタル内に保管した郵便物又は荷物に対して管理責任を負うものではなく、保管物の罹災、盗難、汚損、破損、品質低下、カビ、黄ばみ等の損害が発生しても、事由の如何を問わず、乙は甲に対して、これら一切の責任を負わない。

第5条（引渡及び受領権限者）

荷物の受領権限は乙本人に限られるものとし、契約締結時には犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）に基づき、甲の身分証明書および現住所の確認を行うものとする。

第6条（受取物の制限）

下記該当物に関して、配送業者からの受取を拒否するものとする。

- ①クール便（冷凍・冷蔵）、生ものなど、荷物の性質上早急な受取りを要するもの。
- ②爆発物等、危険物、液体物。
- ③冷蔵庫、洗濯機等、MINI BOX レンタルサイズ以上の大型の郵送物。
- ④解約後に到着した場合。
- ⑤その他、法令に反する全てのもの、または乙が受け取れないと判断したもの。

第7条（保管期限）

MINI BOX レンタルの容量を超えた場合、乙は受取拒否したうえで甲にその旨の連絡を行うこととする。甲は期限内に破棄処分、容量拡大の契約のいずれかにより容量確保をしなくてはならない。容量以下の場合、契約期間中は保管期限の設定は行わない。ただし、1 か月間甲との連絡が取れない場合には契約切れとなり乙にて処分する。その際、乙は一切の責任を負わないものとする。

第8条（期間及び更新）

賃貸借期間は双方で定めた日付から、1 ヶ月契約で原則自動更新とする。

第9条（賃貸借期間中の中途解約）

甲の事情による中途解約の場合、甲は乙に対して、少なくとも1 ヶ月の期間を定めて、その旨を予告しなければならない。但し、甲はこの予告に代えて1 ヶ月分の賃料を乙に支払うことで、直ちに本契約を中途解約する事ができる。

第10条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項に違反した場合は、本契約の全部もしくは一部を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、相手方に対して何等の催告なしに本契約の全部もしくは一部を解除することができる。
 - ①差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立を受け、又は滞納処分、保全差押を受け、若しくはこれらの申立、処分を受けるおそれのある事由が生じたとき。
 - ②支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、又は手形交換所から不渡り処分もしくは取引停止手形処分を受けたとき。
 - ③破産、再生手続開始、更生手続開始、私的整理手続開始、特別清算の申し立てがあったとき。
 - ④営業の停止又は解散。
 - ⑤過去に甲が原因での賃貸借契約解除があったことが認められた場合。
 - ⑥反社会勢力とのかかわりがある、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - ⑦甲の申し込み内容、提出書類に虚偽が認められた場合。
 - ⑧マネーロンダリング、薬物売買など法令に準じない事項が認められた場合。
 - ⑨甲の利用法が乙の定めるルールを逸脱している場合。

第11条（賃料）

MINI BOX レンタルの登録費は1,100 円(税込)、鍵預かり金は2,200 円(税込)とする。月額賃料は3 ドアタイプ1 室1 ヶ月につき月額金 3,610 円（税込）、2 ドアタイプ1 室1 ヶ月につき月額金 3,280 円（税込）とし、契約開始日から月末までの期間が1 ヶ月未満の際は3 ドアタイプ 125 円/日、2 ドアタイプ 110

円/日の日割にて乙が計算をしてから請求することとする。

甲は前月末日までに翌月分を乙の指定する銀行に口座振替又は自動振込にて支払うものとする。

なお、振込等の手数料は甲の負担とする。

振込指定銀行 楽天銀行 第四営業支店（支店番号:254）
普通口座 口座番号 7 6 0 6 4 8 8
口座名義人 株式会社ガジレ

第 12 条（登録費・鍵預かり金）

甲は乙に対して、本契約書締結と同時に登録費として 1,100 円(税込)を支払い、鍵預かり金として 2,200 円(税込)を預け入れるものとする。万一甲が賃料の支払いを怠ったときに乙は鍵預かり金から賃料に充当する。また第 16 条の損害が発生した場合にも同様とする。（尚、ネット申し込みの場合、入金確認後サービス利用開始とする。）

鍵預かり金は預かり期間中無利息とする。なお、鍵預かり金は本契約が終了し、乙が本 MINI BOX レンタルの明け渡しと鍵返還を受け、乙に損害が発生していない場合には甲に返還する。なお、登録費については返還しないものとする。

第 13 条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約により知り得た情報、機密を第三者に無断で開示又は漏洩してはならない。また、乙は甲の許可もしくは指示無く甲宛ての郵便物を開封してはならない。ただし、破損が疑われる、受取ができない品物と疑われる等の理由での開封はこの限りでは無い。

第 14 条（禁止事項）

甲は次に掲げる行為をしてはならない。

- ①代引き・着払いによる郵便物又は宅配便の受取
- ②現金書留、小切手、有価証券が封印されている郵便物又は宅配便の受取
- ③預貯金通帳が封入されている郵便物又は宅配便の受取
- ④住所、身分確認用の書留郵便
- ⑤特別送達郵便（裁判所から送られる郵便物）、内容証明、電報など郵便物又は宅配便の受取
- ⑥海外郵便物及び海外宅配物の受取
- ⑦乙の同意無く本 MINI BOX レンタルの模様替え又は造作の新設や鍵の変更など現状を変更する事
- ⑧本 MINI BOX レンタルの使用権全部または一部を譲渡、転貸または担保に供する事
- ⑨本 MINI BOX レンタルの全部又は一部を名義の如何を問わず、第三者に使用させる事
- ⑩本 MINI BOX レンタルの内外及び敷地内に看板、掲示板、広告、その他の標識などを設置、もしくは添付または記入する事
- ⑪他の MINI BOX レンタル利用者の利用を妨害すること、または共用部分を独占

的に 占有するような行為

第 15 条（通知義務）

1. 甲は次に掲げる事由が生じた場合、遅滞なく乙に通知しなければならない。

- ①甲が法人、個人に関わらず名称、氏名、住所、電話番号に変更があった時
- ②本 MINI BOX レンタルを汚損または破損した時

2. 甲から乙へ名称、氏名、住所や電話番号の変更通知がない場合、変更前の住所への通知をもって甲に通知したものとみなす。

第 16 条（立入権）

①乙は管理業務遂行上必要が有るとき、または第 2 条の目的、第 6 条の受取物の制限、あるいは第 14 条の禁止事項に違反しているとの疑義あるとき、あらかじめ甲の承認を受けた上いつでも本 MINI BOX レンタル内に立ち入って、点検 その他適宜の措置を取ることができる。ただし緊急を要する場合には甲への通知なくして立ち入る事ができる。

②司法権の発動により、関係官公署から、本 MINI BOX レンタル内の郵便物又は荷物につき、押収または証拠品として求められた時も前項と同様の措置が取られる。ただし、甲の債権者等が本 MINI BOX レンタル内への立入権を主張する等の請求があっても、その事由の如何を問わず、乙はそれに応じないものとする。

第 17 条（損害賠償及び損害保険の加入）

①甲が故意または過失により、本 MINI BOX を汚損、破損し、または他人の保管物に損害を与えた場合、甲は遅滞なく、その旨を乙に連絡し、かつ乙の請求に従い、甲の負担において修理するとともに、それによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

②天災地変、火災、盗難等乙の責に帰することのできない事由によって生じた甲の損害については、乙は一切の損害賠償の責を負わない。

③甲の保管郵便物又は荷物に対する損害保険の加入は、甲の任意とする。

④本 MINI BOX レンタルの内容物はあくまで自己管理のため、乙は一切の責任を負わないものとし、保証しないものとする。

第 18 条（契約の失効）

①天災地変その他乙の責に帰することのできない事由によって本 MINI BOX レンタルを使用することが出来なくなった場合は、本契約は当然にその効力を失う。

②本物件の全部または一部が借地による期間満了及び地主様からの要望により返還しなければならなくなった場合又は公用収容及び都市計画その他行政処分による収容、関係官公署の使用制限を受けたとき、本契約は当然に終了する。

③本条による契約の失効に際しては、甲はいかなる名目でも乙に対して金銭

その他の請求はしないものとする。

第 19 条（乙の契約解除権）

1. 甲が次の各号のいずれかに該当したとき、乙は甲に対し、何ら催告することなく、直ちに本契約を解除し本 MINI BOX レンタルの使用禁止を請求することができる。
 - ①月額賃料の支払いを、乙の支払い指定日を越えて2ヶ月以上滞納した場合、または通算で2回の滞納が発生した場合
 - ②第10条に定める禁止事項に違反したとき
 - ③強制執行及び保全処分または滞納処分を受けたとき
 - ④破産、和議、会社更正、会社整理の申し立てをしたとき
2. 甲が本契約に違反し、かつ乙からの連絡が不可能な状態になった場合には、乙は連絡不可能になった日から1ヶ月を経過した日をもって、本契約は解約されたものと見なすことができる。

第 20 条（契約解除後の格納品の処分）

前 15 条による解除の場合、乙は第三者立会いの下で甲の格納品を任意の場所に保管し、2ヶ月以上に渡り甲の引取りがなかった場合は売却処分の上、債務に充当するも異議無きものとする。又、格納品の処分費が売却額を上回る場合、その差額を乙は甲に請求するものとする。

第 21 条（契約の終了及び明け渡し）

甲は本 MINI BOX レンタルの明け渡しに際し、乙の立ち会いを求め、自己の所有する保管品を全て収去するものとする。また甲は予定した明け渡し期日を甲の都合により延長または遅滞した場合には、延長または、遅滞した日数分の賃料を乙に対して支払うものとする。

万一甲の明け渡しに1ヶ月以上遅延したとき、乙はスペアキーを使用して、本件 MINI BOX レンタルを開けて格納品を廃棄処分することができるものとする。その廃棄処分代金を甲は速やかに乙に対して支払うものとする。

第 22 条（契約外事項）

本契約に定め無い事項に関しては、関係法令および慣習に従い、誠意をもって協議し、決定するものとする。

第 23 条（管轄裁判所）

本契約に関する管轄裁判所は乙の本店所在地を管轄する裁判所とする。

第 24 条（本契約書の不成立）

本契約書を郵便その他の方法により隔地者間で署名（記入）押印して締結する場合において、乙が甲に対して本契約書を発送した後、1週間が経過するまでに甲から乙に対して甲の署名（記名）押印のある本契約書の返送が到達しなかった場合、甲は他の何らかの意思表示を行うことなく、自動的に本契約の申

込みを撤回したものとみなし、本契約は成立しないものとする。

特記事項

- ①本契約は犯罪収益移転防止法に基づき、本人確認記録書やその他書類を作成し、必要な場合に経済産業省並びに各地域警察に提出するものとする。
- ②当社は各地域警察との連携をしており、各地域警察より依頼や問い合わせがあった場合にも個人情報提出するものとする。
- ③海外郵便物及び海外宅配物の受取を禁止しており、そのような行為を認められた場合は即座に契約解除とする。
- ④個人・法人の住所登録及び法人登録は禁止しており、あくまでも郵便物及び宅配物の転送先として使用することとする。守られない場合は即時契約解除とする。

以上

【制定日 2025 年 1 月 31 日】

